

特別寄稿

ルードルフ・ティーンネル

## 欧州司法裁判所(欧州連合司法裁判所) の組織と機能

特に先決裁定( preliminary rulings ) 手続を中心に

出口雅久\*  
木下雄一\*\* (共訳)

### 目 次

- . 予備的考察：欧州連合の性質と構造
- . 司法機関の組織
- . ECJ の権限
- . 先決裁定手続
- . 統 計

### . 予備的考察：欧州連合の性質と構造

“Nihil ergo aliquid restat, quam ut dicamus Unionem Europeanam esse irregulare aliquod corpus et monstro simile, siquidem ad regulas scientiae civilis exigatur.”<sup>1)</sup>

「欧州連合は、社会科学の基準から判断する限りでは、その枠に収まらない実体であり、かつ、ある種の怪物( monster ) に類するという

---

\* でぐち・まさひさ 立命館大学教授

\*\* きのした・ゆういち 立命館大学大学院法学研究科博士課程前期課程

1) この英文は次の通りである。“Nothing else stays for us to say than that the European Union is an entity not conforming to the rules and in a way similar to a monster, as far as you judge it from the rules of social science.”

以外には説明する術がない。」

17世紀のドイツ帝国の構造<sup>2)</sup> 同類の怪物 (monstro simile) について Samuel Pufendorf が述べた有名な見解は、私が本稿で行うように、現状の欧州連合(以下、EU と略)について繰り返し述べられてきた。実際、EU の性質と組織は多くの点で伝統的な国際組織と異なっており、現状では高度に統合されたものになっている。すなわち、EU の構成国は依然として主権国家であるものの、それらの国家は自国の権能の大部分を EU に移譲している。

この高度な統合は、とりわけ欧州司法裁判所(以下、ECJ と略)の役割から明らかにされる。ECJ の重要性を理解するためには、最初に EU の主要な特徴、その法制度、および EU 法実施の際の市民(national)と EU 諸機関の特別な協力体制に目を通しておくべきである。

## 1. EU の主要な特徴

今日、EU には27ヶ国が加盟しており、およそ5億人の住民が暮らしている。歴史的にみると、EU は新たな加盟国による拡大だけでなく、再編成や名称変更を行い、新しい任務を加えて、新たな機関の創設を伴う改正を行ってきた。これらの変更が完了するのは、まだ先のことである。しかし、いくつかの困難やアイルランドの二回の国民投票(referenda)を乗り越え、リスボン条約 実質的な変化を EU にもたらすであろう が、もう間もなく実施される予定である。そのため、本稿では EU の現在の法制度およびリスボン条約がもたらしうる変化の双方を扱うつもりである。しかし、ECJ についていえば、それら変化は実質的な変更をもたらすものではないだろう。

---

2) De statu imperii germanici, 1667, published under the pseudonym Severinus de Monzambano: Nihil ergo aliquid restat, quam ut dicamus Germaniam esse irregulare aliquod corpus et monstro simile, siquidem ad regulas scientiae civilis exigatur.

EUの現在の構造を説明する際、通常、共通の屋根の下にある「三本の柱 (three pillars)」からなるギリシャ・ローマ神殿 (Greco-Roman temple) の構造が引用される<sup>3)</sup>。

「第一の柱」は、二つの超国家的組織である「欧州共同体」(以下、ECと略)と「欧州原子力共同体」(以下、Euratomと略)から構成される。第一の柱の法制度には、ある特殊な超国家的特徴がある。それは、本制度の法規則は構成国内で直接効果をもち、それ故、構成国の市民の権利・義務を直接定める、という特徴である。中核となる EC 条約は、とりわけ経済的自由、経済協力、外国貿易、庇護および移住に関する規則、EC の法制度に関する規則、並びに共同体諸機関に関する諸規則を定めている。

「第二」および「第三の柱」は、上記の特殊な法的構造とは一線を画したものであり、伝統的な政府間協力から構成される。「共通外交・安全保障政策および警察・刑事司法協力」の枠組の中では、実行可能な法的手段には超国家的効果がない。

かかる神殿構造の「屋根」は、連合 (Union) に関する共通規則、例えば、法の支配、民主主義および人権の尊重といった、連合法の主要原則に係る共通規則から構成される。また、この屋根は共通の制度的枠組に関する原則も含んでおり、そのことは EC 諸機関も第二および第三の柱の範囲内で活動する、ということの意味している。

ECJ の主要任務は、第一の柱である共同体法に定められている。しかし、第三の柱の範囲内においても、先決裁定の可能性がある。ECJ の下す判決は、ほとんどの場合、共同体法に関連するため、本稿では EC の法制度に焦点を絞ることとする。Euratom の法制度は EC に類似しているため、本稿では個別には扱わない。

「リスボン条約 (Lisbon Treaty)」 2009年12月1日に発効予定である  
は、かかる神殿構造を変更するものである。同条約に従うと、二つの

---

3) たとえば、*Craig/de Búrca*, *EU Law* (2003) 30頁以下と比較せよ。

条約が存在することになる。一つは、旧 EU 条約の多くの点を修正し、EU の基本規則を規定する「欧州連合に関する条約 (Treaty on the European Union)」(以下、新 EU 条約と略)と呼ばれるものである。もう一つは、旧 EC 条約の多くの点を修正し、現在「EU の運営に関する条約 (Treaty on the Functioning of the European Union)」(以下、EU 運営条約と略)と呼ばれているものである。この新しい枠組によって設立される、新しい EU は、EC の後継組織である。第二および第三の柱は、新しい EU の構造の中に組み込まれている。しかし、旧構造にみられた若干の制度的特徴、特に立法および司法コントロールに関しては、変更されていない。唯一 Euratom のみが上記の新構造と関わりをもっておらず、性格を異にする国際組織として存在している。

## 2. EC(新 EU)の法制度

共同体法は、多くの点で伝統的国際法と異なっている。このことは、「第二次法 (Secondary Community Law)」を構成する諸規則によって明らかにされる。かかる第二次法は、ほとんどの場合、多数決による決定で形成される。さらに、共同体法特有の特徴が、以下の事実から明らかにされる<sup>4)</sup>。

- 共同体法は構成国内では直接効力を有しており、同法を国内法に「受容する (incorporate) 追加的な国内法行為は必要とされない。
- EC 諸規則は、当該規則が裁判で適用可能と思われるほどに明確 (clear and precise) かつ無条件 (unconditional) な場合には、直接適用することができる。これは、通常、「直接効果 (direct effect)」と呼ばれる。
- 「優越性 (supremacy)」: 内国裁判所および内国行政機関は、それらの機関が扱う事案において、直接効果をもつ EC 法の規定に即時効果 (immediate effect) を与える義務を負っており、EC 法の適用を妨げ

---

4) たとえば、*Craig/de Burca*, *EU Law*, 178頁以下, 275頁以下と比較せよ。

うるあらゆる国内法の適用を排除 (ignore) しなければならない。この優越性は EC 法のランクに関係なくすべての EC 法に適用され、すべての国内機関 裁判所だけでない によって遵守されなければならない。また、すべての国内法、即ち憲法にさえも適用される。

これらの諸原則は、リスボン条約によって変更されるものではない。このことは、特に「優越性」の原則についていえる。同原則は、新諸条約に明示的に規定されていない。しかし、第17宣言は、ECJ の解釈における優越性の原則 同宣言では、「優位性 (primacy)」と称されているは、新諸条約やそれらの条約に基づいて行われた法的行為に対しても効力がある、と明示的に述べている。主な相違点は、上述の諸原則が今日では連合法にも適用されることである。

EC 法の法源についていうと、EC 法は法規則の二つの領域、即ち「第一次法 (Primary Community law)」と「第二次法 (Secondary Community law)」の二つの領域に分類される。

「第一次法」は、EC では最高位の法源である。第一次法の規則の中には、直接効果をもつものが多く、特に主要な経済的自由は直接効果を有する。第一次法は、次のものから構成される。

- EC および Euratom を設立する条約、並びにこれらの条約に付されたすべての修正条項 (amendments)。リスボン条約発効後は、新 EU 条約および EU 運営条約も含まれることになる (勿論 Euratom 条約も含まれる)。新しい基本権憲章は、新諸条約の中に組み込まれていないが 新 EU 条約第6条に従えば 同憲章は「基本条約と同一の法的価値」を有する。すなわち、このことは、同憲章も第一次法の一部であることを意味する。
- ECJ の管轄権によって明らかにされてきた、次の一般原則を含む不文規則。たとえば、基本権、並びに比例性 (proportionality)、正当な期待 (legitimate expectation)、差別禁止 (non-discrimination) および透明性 (transparency) の諸原則といった運営に関する一般原則が挙

げられる。かような不文規則の多くは、現在では成文法、特に基本権憲章において明示的に規定されている。

第二次法は、第一次法に基づいて EC 諸機関が行ったすべての行為により構成される。第二次法の主要な法源は EC 条約第249条に列挙されているが、第二次法には「列挙されていない(unlisted)」他の法源も存在するため、同条の列挙は包括的なものではない。最も重要なものは、次のものである。

- すべての構成国を直接拘束し、構成国内で直接効果を有する「規則(Regulations)」( EC 条約第249条 2 段 )
- 達成すべき結果について構成国を拘束するが、実施の形式および方法の選択が構成国に委ねられている「指令(Directives)」( EC 条約第249条 3 段 )
- 向けられた者に対して拘束的である個々の「決定(Decisions)」( EC 条約第249条 4 段 )
- 勧告(recommendations)および意見(opinions)のようなその他の一方的行為
- 「国際条約(International Agreements)」: EC は、多くの分野で構成国を拘束する国際条約を締結する権限を有する。すなわち、こうした事案では、構成国は EC に条約立法権を付与しているのである。

リスボン条約は、実質的には本制度を変更していない。旧 EC 条約第249条は、現 EU 運営条約第288条になっている。旧規定と同様、EU 運営条約第288条に規定された列挙は網羅的なものではない。上述の法的行為の特徴は、旧諸条約と比べて変更された所はない。唯一の大きな変更は、第二および第三の柱の法的行為(本稿では扱わない)が、新たな EU 統合によって廃止された点である。

### 3. EC 法の適用

EC 諸機関による EC 法の即時適用は、主に組織、人材または予算と

いった内部事項に関連する。市民に係する対外領域での EC 法の即時適用は、とりわけ競争法や単一通貨といった極僅かな分野に限定されている。

その他のすべての分野では、共同体法は、構成国の諸機関によって実施および適用されなければならない。EC は、構成国内における行政機関ないし司法機関を有さない。したがって、EC 法の実施および適用は、構成国諸機関の任務である<sup>5)</sup>。

このことが意味するのは、直接効果をもたない一般的な EC 規則は、すべての市民が内国裁判所および内国行政機関の下でそれらの規則を援用することが確実にできるように、国内立法を通じて実施されなければならない、ということである。

各事案で内国裁判所および内国行政機関は、直接適用可能な共同体法または共同体法を実施するための国内法のいずれかを適用しなければならない。

内国裁判所と内国行政機関の組織、権限および手続に関しては、共同体法が諸事項について様々な規則を定めているが、それらは一連の包括的な諸規則とはいえない。他方、共同体法が規定していない場合には、共同体法の適用は国内の組織法および手続法に従って行われなければならない。これは「構成国の組織および手続自治 (Organisational and Procedural Autonomy of the Member States)」と呼ばれている。とはいえ、ECJ は、共同体法を適用する際に遵守されるべき次の一般諸原則を明らかにしてき

---

5) これについては、EC 条約第10条（それ以前は、EEC 条約第5条）が明示的に規定している。「構成国は、本条約に基づくか、または共同体の機関の行為に基づく義務の履行を確保するため、一般的または特別のすべての適切な処置をとる。構成国は、共同体の任務の達成を促進する。」

リスボン条約発効後は、同様の規定が新 EU 条約第4条3項に規定されている。「誠実な協力の原則に従い、連合および構成国は、相互に尊重し合いながら、基本条約から生ずる任務の実施において互いに援助しあうものとする。構成国は、基本条約および連合機関の行為から生ずる義務の履行を確保するため、一般的または個別的なすべての適当な措置をとる。構成国は、連合の任務の達成を促進し、連合の目的の達成を脅かすいかなる措置をも慎まなければならない。」

た<sup>6)</sup>。

- 組織および手続に関する国内法は、実質的に共同体法を実施することができないように解釈または適用されてならない。
- 国内法は、同種ではあるが EU 法が関わらない内国裁判手続と比較して、差別的な方法で解釈または適用されてはならない。
- 裁判所への提訴(application)は、実効的に保障されなければならない。
- 共同体法の一般原則　たとえば、予見可能性、法的安定性、判決理由の付与　は、共同体法が適用される、あらゆる場面で尊重されなければならない。

リスボン条約は、実質的には本制度を変更していない。しかし、新 EU 条約第19条 1 項 2 段は、「連合法が関わる領域において実効的な法的保護を確保するのに十分な救済手段を提供する」という構成国の義務を明示的に規定している。基本権憲章第47条は、「裁判で実効的な救済手段を求める権利」を定めており、その結果、現在では、裁判所へのアクセスを保障する義務が明文化されている。

## ・司法機関の組織

EC 条約第 7 条によると、EC 機関の一つとして「裁判所(Court)」がある。同機関は、次の三つの司法機関から構成される。

- 欧州司法裁判所(the European Court of Justice: ECJ)
- 第一審裁判所(the European Court of First Instance: CFI)
- 欧州理事会の決定により設置される裁判部(judicial panels)

リスボン条約は本組織を変更していないが、新たな名称を用いている。上記の司法機関は、現在では一つにまとめて「欧州連合司法裁判所(Court

---

6) たとえば、ECJ *Deutsche Milch-Kontor GmbH*, ECR 1983, 2633, §§ 17 and 19; *Verholen*, ECR 1991, I-3757 § 24; *Peter*, ECR 1993, I-2981 § 8 と比較せよ。



of Justice of the European Union)」と呼ばれている。ECJは「司法裁判所 (Court of Justice)」, CFIは「一般裁判所 (General Court)」, そして裁判部は「専門裁判所 (specialised courts)」と名付けられている(新EU条約第19条)。かような専門裁判所は、通常の立法手続に従い、欧州議会と欧州理事会によって設置される(EU運営条約第257条1段)。

### 1. ECJ(司法裁判所)の構成と組織

ECJは、EUの最高裁判所であり、ルクセンブルグに設置されている。同裁判所はすべてのEU構成国におけるEU法の平等適用を確保するために、EU法の問題に関する最終的な決定権を有している。

ECJは「各構成国ごとに一名の裁判官 (one judge per member state)」から構成されており、現在では27名の裁判官がいる。また、ECJは8名の「法務官 (Advocates-General)」から補佐を受ける。裁判官と法務官は、構成国政府の「共通の合意」によって任命され、任期は6年である。この任期は継続できる。裁判官の任命および再任は互い違いになっており、三年ごとに一部の更新がある。実際、各構成国が一名の裁判官を指名しており、その指名はその後他の全構成国によって承認される。構成国は通常、自国民を選出するが、これは明示的に規定されているわけではない。同様に、法務官の更新も互い違いになっており、三年ごとに半数の4名の法務官の更新がある。

裁判官と法務官は、その「独立に疑いがなく」、かつ、各国で最高の司法上の職務を遂行するために必要とされる条件を満たすか、または、「一般的な認められた能力」を有する法律専門家である者の中から選出されなければならない。

さらに、EC条約第223条は組織的および手続的問題について任務を行う、任期6年の「裁判所事務局長 (a Registrar of the ECJ)」の任命を定めている。

ECJの「裁判所長 (President)」は、裁判官の中から裁判官の互選によ

り選出され、三年の任期で再任が可能である。裁判所長は、全法廷または大法廷でのヒアリングおよび審議を統括し、司法業務と司法運営を監督する。また、裁判所長は審理のために事案を法廷に割当て、報告担当者(Rapporteur)として裁判官を任命する。

ECJ は、3名もしくは5名の裁判官で構成される小法廷を設置している。構成国または EC 機関の要請がある場合には、判決は13名の裁判官から構成される大法廷へ移される。ECJ 規程に列挙された一定の事案については、裁判官全員が出席する総会で判示される。判決は単純に多数決で下される。

「法務官」は裁判所の正式な構成員である。その最も重要な任務は、ECJ が判決を下す前に、当該事案の意見書である「理由を付した意見(reasoned submissions)」を用意することである。しかし、法務官は ECJ に提訴されたすべての事件に携わる必要はなく、ECJ 規程が携わるべき事件について定めている。

法務官の理由を付した意見は、法務官の当該事案に関する見解(understandings)を述べるものであり、ECJ に判決方法を勧告する。この意見は ECJ を拘束しないが、ほとんどの事案で ECJ はそれに従っている。

ECJ の手続は、諸条約、ECJ 規程、および EC 条約第223条に基づいて ECJ が自ら定めた「手続規則(rules of procedure)」に規定されている。

リスボン条約は ECJ の組織を変更するものではない。唯一の相違は、EU 運営条約第255条が、司法裁判所および一般裁判所(Courts)の裁判官および法務官の候補者の適性について意見を表明する、7名(とりわけ、司法裁判所、一般裁判所または内国裁判所の構成員から構成される)からなる裁判官適性審査委員会(panel)の設置を定めている点である。EU 司法裁判所規程は第三議定書に規定されている。

## 2. CFI (一般裁判所) の構成と組織

CFI の構成と組織は ECJ に類似している。唯一の相違は、CFI が各構成国ごと「最低」1名の裁判官から構成され、それ故、構成国よりも裁判官の数が多くなりうる、ということである。現在のところ、CFI も27名の裁判官で構成されている。EC 条約は、法務官について定めていないが、CFI の裁判官がアド・ホック (ad-hoc) の法務官として任命されることがある。また、CFI も小法廷 (chambers) を設置している。

CFI の手続は、EC 条約、ECJ 規程および CFI が採択した手続規則に定められている。CFI は、欧州連合公務員裁判所 (EU Civil Service Tribunal) からみると、第二審として機能している。第一審としての CFI の権限は EC 条約に一部規定されており、それ以外の権限については、ECJ 規程が定めている。たとえば、CFI の権限は次のものを含む。

- 取消訴訟 (EC 諸機関の行為に対するもの)
- 不作為訴訟 (EC 諸機関の不作為に対するもの)
- 損害賠償請求訴訟 (EC 機関の不法行為によって生じた損害の賠償に関するもの)

また、EC 条約は、ECJ 規程に定められた特別の分野につき、先決裁定を下す CFI の権限の創設も認めている。ただし、これまで、そのような権限が創設されたことは一度もない。リスボン条約は、同種の組織規則 (EU 運営条約第256条および第三議定書) を定めている。

## 3. EU 公務員裁判所

さらに、EC 条約は、特別の分野で提起される特定の種類の訴訟または訴訟手続を第一審として決定するための裁判部の設置を定めている。現存するそのような唯一の裁判部は、EU 公務員裁判所である。同裁判所は、共同体と公務員の間が生じる労働関係に係る紛争を裁定する。リスボン条約は本制度を変更しておらず、唯一の変更は当該裁判部を「専門裁判所 (specialised courts)」と名称変更したことである。公務員裁判所に関する

規定は、EU 司法裁判所規程に関する第三議定書の中に定められている。

## . ECJ の権限

### 1. 法の遵守の確保

ECJ の権限に関する基本規則は、EC 条約第220条に定められており、同条は次のように規定している。

「司法裁判所および第一審裁判所は、各々の管轄権の範囲内で、本条約の解釈および適用について、法の遵守を確保する。……(以下、省略)」

裁判所は「EC 条約」だけでなく、第二次法および不文の一般原則も含めたすべての共同体法について、正しい解釈および適用を確保しなければならないため、同条は包括的なものとはいえない。いずれにせよ、裁判所(ECJ, CFI, 裁判部)の権限は、「共同体法(Community law)」に制約される。ECJ は、構成国の国内法の解釈または効力を裁定するいかなる権能をも有していない。第一の柱の外にある EU 法に関しては、裁判所は非常に限定的な権限を有するにとどまる。

裁判所は「共同体法」の遵守を確保しなければならないため、EC 条約第220条で用いられる文言は、裁判所は成文法の欠缺を埋めなければならないという意味で解釈されてきた。さらに ECJ によれば、共同体法の諸規定は共同体の目的を尊重して、目的論的に解釈されなければならない。すなわち、解釈を行うことによって、共同体法に完全な効果が付与されなければならない。かような解釈方法に依拠して ECJ は、明文化されていない新たな原則を明らかにし、そうすることで、共同体法の多くの不文原則を明文化された法源に付け加えてきた。この進展的な裁判管轄権のおかげで、ECJ は「統合の原動力(motor of integration)」と特徴づけられることもある。

実際、共同体法の主要原則の中には、成文法に明示的に定められておら

ず、ECJ の管轄権によって明らかにされたものが多い。たとえば、そのような原則としては、次のものがある。

- 共同体法の直接効果<sup>7)</sup>
- 共同体法の優越性<sup>8)</sup>
- 共同体法の一部である基本権<sup>9)</sup>
- 立法府および国内の高等裁判所が行った共同体法違反に対する国家賠償責任 (state liability)<sup>10)</sup>

リスボン条約発効後、新 EU 条約第19条 1項は旧 EC 条約第220条と同種の規定を定めている。裁判所の権限は、今では(新)諸条約に定められており、これは裁判所の権限が EU 法に基づくことを意味する。また、第二および第三の柱を廃止したことにより、裁判所の権限は、今日では、以前第三の柱にあった事項(警察・司法協力)をも含むようになり、その権限は現在 EU 運営条約第三部第五編(自由、安全および正義の分野)に規定されている。しかし、共同外交・安全保障政策に関して、裁判所は依然として管轄権を有していない。若干の例外については、新 EU 条約第24条 1項、EU 運営条約第275条 2段が定めている。

---

7) ECJ *van Gend and Loos*, ECR 1963, 1.

8) ECJ *Costa/ENEL*, ECR 1964, 1251.

9) ECJ *Nold*, ECR 1974, 491.

10) ECJ *Francovich*, ECR 1991, I-5357; ECJ *Kobler*, ECR 2003, I-10239.

良き一例であるFrancovich事件において、ECJは次のように判示した。

「32 さらに、ECJ は、内国裁判所は自らの管轄権内の問題について、共同体法の規定を適用することを任務としており、かかる規則が完全な効果 (full effect) をもつことを確保しなければならず、かつ、共同体法の規定が各個人に付与する権利を保護しなければならぬ、と一貫して判示してきた(特に、C-106/77 *Amministrazione delle Finanze dello Stato v Simmenthal* [1978] ECR 629, paragraph 16, and Case C-213/89 *Factortame* [1990] ECR I-2433, paragraph 19 を参照せよ)。

33 構成国が責任を負う共同体法の違反によって個人の権利が侵害され、個人が救済を得ることができない場合、共同体規則の全面的な実効性 (full effectiveness) は損なわれ、それによって保証される権利の保護は脆弱なものになるだろう。」

## 2. ECJ の権限の概要

ECJ に付与された権限を一瞥すると、非常に多種多様な活動があることが分かる。すでに上述したように、上記の若干の事案については、第一審判決としての権限が CFI (一般裁判所) ないし EU 公務員裁判所に移譲されており、その場合、ECJ は控訴裁判所 (appeals court) として専ら活動する。リスボン条約は、そのような権限を変更するものではない。上記の裁判所の最も重要な権限は、次のように要約される。

「義務不履行訴訟 (Actions for failure to fulfill obligations)」: ECJ は、構成国が共同体法に基づいて負う義務を履行しているか決定することができる (EC 条約第226条, 227条)<sup>11)</sup>。ECJ が、義務は履行されていなかったと判示した場合、当該構成国は遅滞することなく、当該違反を終了させなければならない。終了しない場合、かかる不作為は再度新たな違反を構成することになる。また、ECJ は当該構成国がその判決を履行しなかったと判断する場合、当該構成国に制裁金 (a financial penalty) を課すことができる (EC 条約第228条)<sup>12)</sup>。これはすでに何度か行われたことがある。たとえば、この手続が最初に適用された時、ECJ はギリシャに対して、同国が ECJ の判決を履行しない期間中、一日につき20000ユーロの制裁金を課した。

「取消訴訟 (Actions for Annulment)」: 取消訴訟を通じて訴訟提起者 (applicant) は、EC 機関が採択した措置 (規則, 指令または決定) が EC 条約に違反していることを理由に、当該措置の取消を要請する。違反が認められる場合には、当該措置は無効と宣言されなければならない (EC 条約第230条, 231条)<sup>13)</sup>。

「不作為訴訟 (Actions for failure to act)」では、EC 機関が責任を負う不作為について審理することができる (EC 条約第232条)<sup>14)</sup>。

---

11) リスボン条約発効後は、EU 運営条約第258条, 259条。

12) リスボン条約発効後は、EU 運営条約第260条。

13) リスボン条約発効後は、EU 運営条約第263条, 264条。

14) リスボン条約発効後は、EU 運営条約第265条。

「非契約上の賠償責任に基づく損害賠償請求訴訟 (Application for compensation based on non-contractual liability)」: ECJ は, EC の諸機関または公務員が義務履行の際に招いた, 非契約上の賠償責任に基づく損害賠償請求に関する訴訟を審理することができる (EC 条約第235条, 288条2項)<sup>15)</sup>。

「控訴と審理 (Appeals and Reviews)」: CFI の判決と命令については, ECJ に控訴を行うことができるが, それは法律上の問題に限られる。控訴がうまく認められる場合, ECJ は CFI の判決を取消す。EU 公務員裁判所の判決に対する控訴において CFI が下す判決は, 例外的な場合のみ, ECJ によって審理されうる。

「先決裁定 (preliminary decisions)」は, 以下でより詳細に扱うこととする。

### 3. ECJ での手続

ECJ でのすべての手続は, 書面手続 (a written stage) と, 通常, 公開法廷 (open court) での口頭手続 (a oral stage) から構成される。しかし, 先決裁定の付託と他の訴訟 (「直接訴訟 (direct actions)」) との間には, 若干の相違がある。

ECJ 手続のための単一の共通言語が存在しないことから, ある特殊な問題が生じている。直接訴訟は, EU の 23 の公用語のいずれでも提起することができる。しかし, 先決裁定手続では, 同手続内で用いられる言語は, ECJ に付託した内国裁判所で使用される言語である。ヒアリングでの口頭手続は, 同時通訳される。裁判官の審議は, 通訳なしにフランス語で行われる。

すべての訴訟で「報告担当裁判官 (Judge-Rapporteur)」と「法務官 (Advocate-General)」は, 議事の進行を監督する責任を負っており, それぞれ裁判所長と首席法務官 (First Advocate General) により任命される。

---

15) リスボン条約発効後は, EU 運営条約第268条, 340条3項および4項。

書面手続が終了するとすぐに、当事者はヒアリングを開廷したいのか、また、なぜ開廷したいのか、を述べるよう求められる。ECJ は報告担当裁判官の報告を読み、法務官の見解を聞いた後で、予備審査 (preparatory inquiries) が必要とされるのか、当該事案がどの法廷 (formation) に割り当てられるべきなのか、および、ヒアリングが開廷されるべきなのか、を決定する。

ヒアリングが開廷される場合、当該訴訟は公に議論される。ヒアリングの終了後、法務官は、公開法廷の場で ECJ に自らの意見を述べる。ECJ が新たな法律上の問題を生じさせるものではないと判断する訴訟では、ECJ は法務官の意見 (an opinion) なしに判決を下すことができる。

各裁判官は、報告担当裁判官の判決案に基づいて討議する。当該法廷の各裁判官は、修正を提案することができる。ECJ の判決は多数決によって行われ、反対意見は公表されない。

判決や法務官の意見は、それらが発言または判示された日に、裁判所のインターネットのサイトで入手することができる。それらの内容は通常、後から European Court Reports で公開される。

上述の通常手続の他にも、次のような一定の特殊な手続がある。

- 先決裁定の要請が ECJ によりすでに裁定されたたことのある問題に関連する場合、または、当該問題の解決策について合理的疑義が何ら存在しない場合、もしくは、その解決が既存の判例法から推定される場合には、ECJ は特に当該問題に関係する先例または関連する判例法を引用しながら、詳細な理由を付した命令 (reasoned order) によって判決を下すことができる。
- 簡略手続 (expedited procedure) として、ECJ は時間的制約を減少し、手続中の一定の段階を省くことで、非常に緊急性のある事件に対して速やかに裁定を下すことができる。また、そのような簡略手続は、先決裁定の付託でも用いられる。
- ECJ に提起された訴訟は、自動的な停止効果 (suspensive effect) を



もたない。しかし、暫定措置の適用を通じて、当事者は重大かつ修復不可能な損害を防ぐために必要な措置の実施の停止またはその他の暫定命令 (interim orders) を要請することができる。

CFI と EU 公務員裁判所での手続は、ほとんどの面で ECJ の手続と類似している。とはいえ、ある重要な相違として、法務官がいないということが挙げられる。

## ・先決裁定手続

共同体法は、主に内国行政機関および内国裁判所によって適用されるため、共同体法の一様な解釈および適用を確立することが非常に重要である。内国判決について EC 裁判所へ直接上訴すること (A direct appeal) は、国内の高等裁判所の地位を低下させることになるため、行うことはできない。EC 条約は、当該問題を「先決裁定」の制度を通じて解決しており、それ故、内国裁判所と ECJ の緊密な協力体制を形成しているといえる。国内レベルの判決は依然として内国裁判所が完全な責任を負っており、高等裁判所の判決について ECJ へ上訴することは不可能である。しかし、共同体法の効力または解釈に関する問題が内国裁判所の手続において生じた場合には、内国裁判所は ECJ に問題を付託することができるし、また、一定の場合には付託する義務を負う。ECJ が述べた回答は、内国裁判所に対して拘束力をもつ。この中間手続 (intermediate procedure) を通じて、共同体法の解釈および効力を裁定する排他的な権利が ECJ に付与されているが、他方で、当該訴訟の判決については、依然として内国裁判所にその責任がある。本制度の中では、内国裁判所は現在では共同体法の実施者であり、頂点に位置する ECJ と共に欧州全域にわたる司法ヒエラルキーの一部を構成していることがわかる<sup>16)</sup>。本制度は、新たな EU の中で

---

16) たとえば、*Craig/de Burca*, EU Law 433頁と比較せよ。

も変更されていない。それどころか、新 EU 条約第19条1項は、国内レベルで連合法により保障される権利の実効的保護の必要性を強調している。

また、同制度は、ECJ(および新 EU 条約第19条1項)が共同体法のすべての問題について実効的な「法的保護(judicial protection)」を求める理由の一つでもある。このことは、裁判所へのアクセスが可能なものとして定められるだけでなく、ECJに先決裁定を要請する義務があることまでも定められなければならないことを意味する。それゆえ、実効的な司法コントロール(judicial control)は、共同体法の国内における実施と ECJの管轄権との「境界(interface)」線上にあるといえる。

先決裁定に関する主要規定は EC 条約第234条であり、同条は次のように定めている<sup>17)</sup>。

「司法裁判所は、次の事項について先決裁定を行う管轄権を有する。

- (a) 本条約の解釈
- (b) 共同体機関および欧州中央銀行(以下、ECBと略)が行った行為の効力および解釈
- (c) 理事会の行為により設置される機関の規程にその旨の定めがある場合は、その規程の解釈

このような問題が構成国のいずれかの裁判所に提起された場合には、この裁判所は、その問題に関する決定が自らの判決を行うために必要であると認める時は、司法裁判所(the Court of Justice)に当該問題について判決を下すよう求めることができる。

国内法上その決定については司法的救済が存在しない構成国の裁判所(a court or tribunal)に係属している事案において、このような問題のいずれかが提起された場合には、当該裁判所はその問題を司法裁

---

17) リスボン条約発効後は、類似の規定が EU 運営条約第267条に見受けられる。旧規定との極僅かな相違としては、新規定が新諸条約に言及している点のみである。すなわち、先決裁定は、「連合の機関、補助機関、部局または外局の行為」について要請されうる。先決裁定が係属している事案において、拘禁されている者に関して要請がなされた場合には、EU 司法裁判所は遅滞なく対応する。

判所に付託しなければならない。」

上記の主要な規定の他にも、特定の分野、即ち「査証、庇護、移民および人の自由移動に関する他の政策」(EC条約第68条)における先決裁定に関する特別規定や、第三の柱に係る旧EU条約第35条がある。しかし、EC条約第234条から生じる問題は、これらの特別手続の中でも生じるため、本稿ではEC条約第234条のみを扱うつもりである。リスボン条約は、EU司法裁判所に対して自由、安全および正義の分野に関する全面的な管轄権を付与する特別規定を削除している。

## 1. 付託可能な問題

EC条約第234条(EU運営条約第267条)の文言からわかるように、ECJに付託可能な問題は二種類ある。

### 1.1. 共同体法(リスボン条約発効後は連合法)の解釈

解釈は、「諸条約」並びに規則、指令、またはECが締結する国際条約のような「EC諸機関のすべての行為」に関して要請されうる。しかし、ECJの判決や決定は、付託(referral)の対象とはなりえない。判決の解釈については、特別手続としてECJ規程第43条が定めている。

成文法の解釈に関連して、不文法の存在および内容に関する問題も同様に付託されうる。

「国内法」の解釈、およびEC法と国内法の両立性に関する問題のいずれも、ECJに付託されえない。ECJは共同体法の解釈を裁定する権能を有するにすぎない。とはいえ、付託の適否を区別することは、困難な場合が多い。なぜなら、内国裁判所では、国内法が共同体法と一致するのか、また、内国裁判所は共同体法の優越性の規則に従って、当該国内法の適用を排除しなければならないのか、という問題がよく生じるからである。それゆえ、ある国内法規が共同体法と両立するのかどうかという問題が、しばしば共同体法の解釈に関する問題の中心となる。

本問題について、ECJは実用的な解決策を選択してきた。ECJは解釈

の問題について、それが国内法に関連するため受理することができない(inadmissible)と判示する場合、提出された事実に基づいて、当該問題に回答する(reformulate)ように決定を下す。こうした方法を用いることによって、ECJは国内法と共同体法の両立性について自らが判断した有用な回答を内国裁判所に付与することができる<sup>18)</sup>。

この慣行には二つの効果がある。第一に、ECJは、内国裁判所による疑義の表現に拘束されず、したがって、それを適宜修正することができるので、内国裁判所はECJに付託しなくとも、ECJによって修正された疑義に対する回答を得ることが可能となる。第二に、共同体法の解釈に関するECJの裁定は、共同体法がある一定の国内規定を禁止したり または禁止しなかったり するような方法で解釈されるべきである、といわれるような方法で定式化されているわけではない。すなわち、特定の規則が共同体法に従っている、または従っていないという明快なメッセージが、分かりにくい表現の背後に隠されている<sup>19)</sup>。

### 1.2. EC 諸機関が行った行為の効力

EC 機関が行った行為の「効力(validity)」に関する事案で決定されるべき問題は、当該行為が第一次法および第二次法の実質的または形式的規則と一致しているのか、ということである。これが一致していない場合には、当該行為は無効と宣言されなければならない。

EC 条約第234条によると、効力に関する付託は、EC 諸機関および

---

18) たとえば、ECJ *Schoning-Kougebetopoulou*, ECR 1998, I-47, §9; *Sodiprem*, ECR 1998, I-2039, §22. を参照せよ。

19) たとえば、ECJ *Michaniki*, December 16th 2008, C-213/07 と比較せよ。

「……2. 共同体法は、ある国内規定を排除するように解釈されなければならない。その規定とは、公的契約の審査手続における入札者の対等な取扱いと透明性という正当な目的を追求する一方で、メディア分野における事業活動の所有権者、パートナー、主要株主または管理責任者の地位は、国家もしくは労働、供給またはサービス契約を行う、広義の意味における公的分野の法人と、契約を結ぶ事業の所有権者、パートナー、主要株主または管理責任者の地位と両立しないという根拠のない推定(an irrebuttable presumption)を定める規定である。

ECBが行った行為、即ち「第二次法(Secondary Community law)」に關してのみ行われる。かような付託は、第一次法に關しても、ECJの判決や決定の効力に關しても、行われることはない。リスボン条約は、上記の権限を変更しており、効力に關する付託は「連合の機関、補助機関、部局または外局の行為(acts of the institutions, bodies, offices or agencies of the Union)」の効力が今後問題にされうる場合に限るとしている(EU運営条約第267条1段<sup>(b)</sup>)。なお、第一次法は、依然として効力に關する付託の対象ではない。

## 2. 付託する権限を有する裁判所

EC条約第234条(リスボン条約発効後はEU運営条約第267条)とECJの管轄權に關する規定によると、ECJに問題を付託する「權能(power)」と付託する「義務(duty)」は區別される。

ある問題を付託する「權能」は、各国の「裁判所(court or tribunal)」にある。条文の文言は自律的な意味を有しており、特定の構成国の国内法秩序に照らして解釈されるものではない。ECJは、国内機關が「裁判所」として適當であるかどうかを決定する、ある種の基準を明らかにしてきた。一般的にいうと、ECJは「裁判所」という用語について広義の概念を用いており、そこでいう「裁判所」には、国内法制度では裁判所とはいえないような、例えば「独立した」裁判部にすぎない機關も含まれる。

ECJが用いる「裁判所」の適性基準は、次のように要約されうる<sup>20)</sup>。

- 補助機關は、法に基づいて創設されなければならない。
- 裁判所は、常設的性格を有するべきである。
- 裁判所の管轄權は、強制的であるべきである。
- 裁判所の手続は、当事者主義によるべきである。
- 裁判所は、法規則を適用しなければならない。

---

20) たとえば、ECJ *Cartesio*, December 16th 2008, C-210/06 § 55 と比較せよ。

・裁判所は、独立していなければならない。

他の国内機関、特に行政機関には、ECJ に事案を付託する権能がない。

しかしながら、解釈または効力に関する問題を ECJ に付託する「裁判所」の権能は、次のような一定の条件によって決められている。

ECJ に提起される問題は、内国裁判所に係属している「事案に関連」していなければならない。また、当該事案が上記の事案であるかどうかの判定は、管轄権をもつ裁判所が行う。ECJ によると、関連性があると推定される。すなわち、付託を拒否できるのは、要請される共同体法の解釈が、内国裁判所に係属している主な訴訟の実際の事実または共同体法の目的と無関係であることが明らかな場合、当該問題が仮定上のものである場合、もしくは、ECJ が提起された問題に対して有用な回答を与えるために必要な事実上のまたは法律上の資料(material)をもたない場合だけである。これらの条件が満たされていることを立証し、内国裁判所に有用な回答を与え、手続の他の関係者が声明を述べるができるように、内国裁判所が付託の決定を行う際には、事案の範囲と事実上かつ法律上の問題が明らかにされなければならない、と ECJ は一貫して判示している<sup>21)</sup>。

事案が内国裁判所に係属している限り、内国裁判所は国内手続のあらゆる段階で付託を行うことができる。

国内手続の当事者は、ECJ への問題の付託を提案することができるが、付託する権利を有しているわけではない。すなわち、国内手続規則によって、裁判所が当事者の態度に従うよう定めてはならない。

ECJ への事案の付託義務には、次の二つの場合がある。

ECJ によれば、下級裁判所も含む「すべての裁判所(all courts)」は、ある機関の法的行為(第二次法)が「無効(invalid)」であり、それ故に、係属中の事件において当該法的行為を適用したくないと考える場合には、付託する義務を負う。この付託義務は、内国裁判所が EC 諸機関の行為を

---

21) ECJ *Cartesio* December 16th 2008, C-210/06 § 67 と比較せよ。

無効と宣言する権能をもたないことの帰結である。第二の付託義務は、「国内法上その決定については司法的救済が存在しない構成国の裁判所(最終審たる裁判所)」で生じた解釈の問題に関係する。

ある裁判所が最終審であるかどうかの判定は、特別な訴訟手続を考慮して行わなければならない。それゆえ、高等裁判所が EC 条約第234条(EU 運営条約第267条)にいう終審裁判所となるだけでなく、特別な訴訟手続でその決定について「司法的救済(judicial remedy)」が何ら存在しなければ、すべての裁判所が終審裁判所となる。EC 条約第234条(EU 運営条約第267条)にいう救済は、本案で判決を下すような方法でしかない<sup>22)</sup>。それ故に、たとえば、憲法上の申立 判決の合憲性のみが審理されうる

は、EC 条約第234条(EU 運営条約第267条)が意味する救済ではない。しかし、上訴が憲法裁判所になされ、かつ、共同体法の解釈に関する問題がその訴訟で生じる場合には、憲法裁判所は終審裁判所となり、その結果、ECJ に解釈問題を付託する義務を負うことにもなる。

しかし、終審裁判所が負う解釈問題の付託義務は絶対的なものではなく、いくつかの例外が存在する。かような例外は、CILFIT 事件で明らかにされた<sup>23)</sup>。本判決によると、事件を付託する義務は、次のような場合には存

22) たとえば、ECJ *Cartesio*, December 16th 2008, C-210/06 と比較せよ。

23) ECJ *CILFIT*, ECR 1982, 3415.

「13. これに関連して、1963年3月27日の *Da Costa* 事件(30/62 *Da Costa v Nederlandse Belastingadministratie*, 1963, ECR 31)で ECJ が次のように下した裁定が想起されなければならない。「[旧 EC 条約]第177条3段(EC 条約234条, EU 運営条約第267条)は、国内法上司法的救済の存在しないその決定について、構成国の裁判所(courts or tribunals)にそこで生じたあらゆる解釈問題を ECJ に付託する義務を全面的に課しているが、[旧 EC 条約]第177条(EC 条約234条, EU 運営条約第267条)に基づき ECJ がすでに与えた解釈が権威をもつため、付託義務の目的と実質が失われることもありうる。そのような場合とは、とりわけ提起された問題が、すでに同様の事案の先決裁定において扱われた問題(subject)と実質的に同一(materially identical)である場合である。

14. これと同様に、[旧 EC 条約]第177条3段(EC 条約234条, EU 運営条約第267条)に定められた義務が限定されるということが、次の場合に起こりうる。すなわち、判決に至った訴訟手続の種類を問わず、また、論争中の問題が厳密には同一でない

在しない。

- 同種の事案が ECJ により判示されている場合、または、ECJ の一貫した管轄権が当該問題を解決したことがある場合(「解答が明瞭な行為( acte éclairé )」)。
- あるいは、当該問題の解決策が明白であり、合理的疑義の余地がない場合(「明白な行為( acte claire )」)。しかし、この例外は、ECJ によって非常に限定的に適用されている。

ECJ に問題を付託する義務がある場合は、この義務違反の結果が問題とされなければならない。そのような結果としては、次の二つの場合がありえる。

---

としても、ECJ の先例が当該法律上の問題をすでに扱ったことがある場合である。

15. しかし、忘れてはならないのは、そのような場合であっても、各国の国内裁判所は、〔旧 EC 条約〕第177条3段( EC 条約234条, EU 運営条約第267条)にいう裁判所も含め、ECJ に問題を付託することが適当と考える場合には、そうする自由をもっている、ということである。

16. 最後に、共同体法の正確な適用があまりに明白であるため、提起された問題を解決すべき方法について合理的疑義の余地が全くない場合もありうる。そのような結論に至る前に、国内裁判所は、当該問題が他の構成国の裁判所や ECJ にとっても等しく明白である、と確信しなければならない。かような条件が満たされた場合にのみ、国内裁判所は ECJ に問題を付託することを控え、自らその解決に責任を負うことができる。

17. とはいえ、そのような可能性があるかどうかは、共同体法の特質に照らして、また、共同体法の解釈において生じる特別な困難を考慮して判断されなければならない。

18. 第一に、留意しなければならないのは、共同体立法が数ヶ国語で起草され、かつ、各言語のものがすべて等しく正文とされる、ということである。したがって、共同体法の規定の解釈には、異なる言語の正文を比較するということが含まれる。

19. 同様に留意されなければならないのが、異なる言語の正文が相互に完全に一致する場合であっても、共同体法は独自の用語を用いている、ということである。さらに、共同体法という法概念が各国法の法概念と必ずしも同一の意味をもつとは限らない、ということも強調されなければならない。

20. 最後に、共同体法のあらゆる規定は、共同体法の規定全体の文脈において、それに照らして解釈されなければならない、その際には、共同体法の目的および、当該規定が適用される時点における共同体法の発展状況も考慮に入れなければならない。」



当該義務違反が、義務を負う構成国の「条約義務の不遵守 (a failure to full a treaty obligation)」になる場合である。その帰結として、この不履行に関する訴訟は、委員会または他の構成国によって提起されうる。

この他にも、付託義務違反が、ECJ の管轄権によって確立された原則に基づいて「国家賠償責任 (state liability)」につながる場合がある。国家賠償責任には、立法府および裁判所さらには最高裁判所すらも含めた、構成国のあらゆる機関が関与する反共同体法的なすべての作為または不作為の賠償責任を含める。

それにもかかわらず、国家賠償責任の条件は、次のように非常に厳格である<sup>24)</sup>。

- 違反された規則が、個人に権利を付与するよう意図していなければならない。
- 法の重大な違反が存在していなければならない。
- 共同体法の違反と個人が被った損害の間に、直接的な因果関係が存在していなければならない。

また、上記の条件は、損害が最終審たる内国裁判所によって引き起こされた可能性のある場合にも適用される。しかし、第二の条件 共同体法の重大な違反 に関して、ECJ は、最終審として判決を下す裁判所の特殊な役割、特に法的安定性 (legal certainty) の要請に配慮しなければならない、と判示している。終審裁判所の判決によって生じたと主張される損害の賠償 (reparation) は、裁判所が共同体法に明白に違反していた例外的な場合にのみ認められる。ECJ は、Köbler (ECR 2003, I-10. 239) 事件で明白な違反を判定するための諸基準を明らかにした。かような基準の一つとして、EC 条約第234条3段に基づく付託義務の違反があったかどうか、という基準がある<sup>25)</sup>。

---

24) たとえば、ECJ Köbler, ECR 2003, I-10. 239 § 51 と比較せよ。

25) 52. 最終審の内国裁判所の判決がある共同体法規則に違反し、それによって生じた損失または損害に対する国家賠償責任は、上記と同様の条件によって規律される。

違反があった場合に賠償を求める主張は共同体法に規定されているが、賠償の判決は国内法に従って国内裁判所が下されなければならない、かかる主張は対等の原則および有効性の原則に従って、解釈および適用されなければならない。

勿論このことは、管轄権を有する裁判所が賠償判決を下すことで高等裁判所の不作為についても判断することができ、その結果、高等裁判所が他の司法機関のコントロール下に置かれうることを意味している。そのため、いずれの内国裁判所が高等裁判所による共同体法違反の賠償を裁定すべきなのか、という点が重要となる。オーストリアでは、最高裁判所や行政裁判所の判決によって生じた国家賠償責任訴訟について判決を下すのは、憲法裁判所である。これまで、かような訴訟が何度か行われたことはあったが、いずれも成功したことはない。

---

53. 最終審の内国裁判所の判決から国家賠償責任が発生した可能性を立証するために、特に第二の基準とそのあてはめ(application)に関しては、本事案で意見(observations)を提出した構成国も満足するように、司法機能の特殊な性質と法的安定性の正当な要請を考慮しなければならない。最終審の内国裁判所の判決が侵した共同体法違反に対する国家賠償責任は、裁判所が適用可能な法に明白に違反していたという例外的な場合にのみ生じうる。

54. 同条件が満たされているかどうかを決定するために、賠償請求を審理する内国裁判所は、置かれた状況を特徴付けるすべての要素を斟酌しなければならない。

55. かような要素としては、特に違反された法規の明確性(clarity and precision)の程度、当該違反が国際的であるか、法の錯誤が許容されるか否か、置かれた立場、共同体機関により適用可能か、および、EC条約第234条3段に基づき先決裁定を付託する義務を負う当該裁判所が付託義務を遵守したのか、というものが挙げられる。

56. いずれにせよ、当該判決がその問題に関わるECJの判例法に明白に違反する場合には、共同体法の違反は十分重大なものになるだろう(その効果については、上記で引用したBrasserie du Pecheur and Factortame事件57パラグラフを参照せよ)。

57. 上述のことについて51パラグラフで述べられた三つの条件は、個人が救済を得る権利を創設するための必要十分条件である。しかし、このことは、国家が国内法に基礎を置くそれほど厳密ではない条件に従って賠償責任を負うことはない、ということの意味するわけではない(上記で引用したBrasserie du Pecheur and Factortame事件66パラグラフを参照せよ)。

これらの諸原則は、Traghetti del Mediterraneo事件(ECR 2006, I-5177)においても適用されたことがある。

### 3. 国内手続に関する問題の付託の効果

先決裁定の付託は、ECJ がその裁定を下すまでは、一般に国内手続を停止するよう要求する。しかし、国内裁判所は、実質的な事案を判断しない保護措置を命令することができる。

### 4. ECJ の判決とその効果

ECJ は通常、判決 (judgment) によって先決裁定を下すが、先例を引用する例外的な場合には、単純な決定 (simple decision) を下すことができる。

先決裁定は、付託を行った国内裁判所、および継続中の国内手続において当該事件に関連するすべての他の国内機関を拘束する。

さらに、ある機関の行為が無効であると宣言する判決について、ECJ は、他の裁判所は当該行為が無効であるとみなしてもよい、と判示した。このことは、實際上、先決裁定が一般的な拘束力をもつことを意味する。しかし、当該行為が無効と宣言されない場合には、裁定に一般的拘束力があるからといって、破棄につながりうる、当該行為の効力に関する新たな手続が妨げられるわけではない。

法学者の中には「解釈 (interpretation)」に関する先決裁定に関しては、「事実上の (de facto)」の法的拘束力があり、とくに終審裁判所は「解決策が明瞭な行為 (acte éclairé)」の訴訟や国家賠償責任の諸原則に従って拘束される、と主張する者がいる。すなわち、終審裁判所が ECJ の確定判例から離脱したいと思う場合でも、まず ECJ に疑義を付託しなければならないのであり、さもなければ、終審裁判所自らが責任を負うことになる。

先決裁定には原則として、遡及的效果がある。しかし、法的安定性の原則に配慮して、ECJ は先決裁定の公表後に時間的効果を制限することがよくある。

## . 統 計

最後に、2008年に ECJ が公刊した、最新の統計報告に基づくある統計上の資料を付しておきたい。

2008年末までに、総計6300件を越える先決裁定の申立が ECJ になされている。オーストリアの裁判所は、同国が1995年に EU に加盟して以降、333件の先決裁定の申立を行っている。行政裁判所は57件の付託しており、現在の所、平均して一年に4件付託している。

2008年には新たな288件の先決裁定の申立がなされ、新たに開始された手続は総計583件を越えている。

2008年に一つの先決裁定が要した平均継続期間は、17ヶ月にも満たない。

### [ 訳者後記 ]

本稿は、2009年5月27日に本学で開催された Professor Dr. Rudolf Thienel (オーストリア行政最高裁判所副長官)によるセミナーの講演原稿である。本稿の翻訳についてご快諾をいただいた Professor Dr. Rudolf Thienel に心より感謝申し上げます。本稿は、現職のオーストリア行政最高裁判所判事による講演内容であり、欧州司法裁判の概要を知る上で大変貴重な資料となると考える。なお、本稿の翻訳に際しては、本学法学研究科博士課程前期課程において国際法を専攻する木下雄一君に全面的にお手伝いをいただいた。最後に、本セミナーを開催するに際しては、学内外の関係各位の皆様方に大変お世話になった。記して心より感謝申し上げます次第である。なお、本稿は、科学研究費基盤研究B課題番号：22402013(研究代表者：出口雅久)の研究成果の一部である。

[ 出口雅久 ]